

# 栃木県権限移譲基本方針

平成 18 年 5 月  
平成 23 年 5 月改定

## 目 次

	頁
I 県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方	1
1 地方分権の推進	1
(1) これまでの取組	
(2) 国の動向	
(3) 権限移譲の更なる推進	
2 県と市町村の役割分担（地方自治法における定義）	1
(1) 県の役割	
(2) 市町村（基礎自治体）の役割	
3 これからの県と市町村の役割	2
4 移譲事務の基準	2
(1) 地域住民の利便性向上が図られるもの	
(2) 市町村の自主性・自立性が図られるもの	
(3) 一体的・総合的な行政運営が図られるもの	
(4) 迅速・適確な対応が可能となるもの	
(5) 広域連携により事務処理が可能となるもの	
II 権限移譲の進め方	3
1 権限移譲に当たっての基本原則	3
(1) 市町村の選択による権限移譲	
(2) 相互の合意に基づく権限移譲	
(3) 計画的な権限移譲	
(4) 効率的な権限移譲	
(5) 包括的な権限移譲	
2 移譲対象事務の考え方	3
(1) 移譲対象事務の区分	
(2) 移譲対象としない事務	
3 権限移譲実施計画	4
(1) 権限移譲実施計画の策定	
(2) 計画期間	
(3) 県と市町村の協議の場	
(4) 移譲の時期	
(5) 県民への情報提供	
4 移譲事務の円滑な執行のための体制づくり	5
(1) 人的支援	
(2) 財源措置	
(3) その他	
5 スケジュール	7
【参考】	
「栃木県権限移譲基本方針」（平成18年5月策定）における移譲対象項目の考え方	8

## I 県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方

### 1 地方分権の推進

#### (1) これまでの取組

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により機関委任事務が廃止され、国と地方の関係は、対等・協力の関係に移行した。

一方で、都道府県と市町村の関係も同様に対等・協力の関係に移行し、県では、地域の実情に応じた住民中心の地方分権型社会への転換を図るため、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（以下、「特例条例」という。）を制定し、市町村への権限移譲を進めてきた。

さらに、計画的に権限移譲を進めるため、平成 18 年に「栃木県権限移譲基本方針」（以下、「当初方針」という。）と、これを実施するための「栃木県権限移譲推進計画」を策定し、積極的に推進してきた結果、現在までの実績は 2,179 事務（平成 23 年 4 月現在）となり、本県の権限移譲の状況は、全国的に見ても上位に位置している。

#### (2) 国の動向

平成 11 年以来、全国的に市町村合併が推進され、基礎自治体の行政体制の整備が進むとともに、特例条例を活用した権限移譲も進展することとなった。

こうした状況を踏まえ、平成 20 年 5 月、地方分権改革推進委員会が出した第 1 次勧告において、基礎自治体への権限移譲を行うべき事務として 64 法律 359 条項の事務について勧告がなされた。

さらに、平成 22 年 6 月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、第 1 次勧告に掲げる事務のうち 251 条項の事務について権限移譲等が行われることとなった。これを実現するための一括法案は平成 23 年通常国会に提出され、平成 24 年 4 月にも法令移譲が実施される予定である。

#### (3) 権限移譲の更なる推進

本県では、合併により市町村は 27 市町に再編され、行政規模や能力の拡充が図られたとともに特例条例による権限移譲も進展した一方で、市町村が置かれている状況や課題は様々である。

今後は、規模や能力が異なる個々の市町村が、地域における総合行政を担うための選択肢の一つとして、広域連携を活用することも考えられる。

このような中、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の中心的役割をこれまで以上に担えるよう、引き続き権限移譲を推進するとともに、国の地方分権改革による法令移譲と相まって、より一層効果的に権限移譲を進めるため、この度、当初方針を見直すものである。

## 2 県と市町村の役割分担（地方自治法における定義）

### (1) 県の役割

市町村を包括する広域の地方公共団体として、「地域における事務」、「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務」のうち、次のものを処理する。

- ①「広域にわたるもの」（広域事務）
- ②「市町村に関する連絡調整に関するもの」（連絡調整事務）

③「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの」(補完事務)

(2) 市町村(基礎自治体)の役割

市町村は、住民に最も身近なところにあつて、地方自治の基礎をなす地方公共団体である。

住民の日常生活に密接に関わる事務処理を幅広く行い、県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務」、「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務」を処理する。

3 これからの県と市町村の役割

地方分権時代にあつて、市町村が真に輝き、本県が将来に向けてさらに発展していくためには、住民に最も身近な市町村が、地域における総合行政の担い手としての役割を十分に果たしていくことが求められる。

住民に身近な行政サービスはできる限り市町村が担い、県は、広域にわたる事務や市町村では対応が困難な専門性の高い事務等を担うという、「近接性・補完性」の原理に基づいた役割分担を基本とし、共に地方分権を推進していく。

4 移譲事務の基準

これからの県と市町村の役割を踏まえ、基礎自治体優先の考え方にに基づき、県の有する権限の移譲を積極的に推進していく。

このため、以下に掲げる5項目のいずれかに該当するものについては、原則として市町村が担っていくことが望ましいと考える。

(1) 地域住民の利便性向上が図られるもの

市町村で事務処理が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる事務

(2) 市町村の自主性・自立性が図られるもの

地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特色を活かした行政施策の展開が可能となる事務

(3) 一体的・総合的な行政運営が図られるもの

移譲される事務と、従来から市町村で処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果が発揮できる事務

(4) 迅速・適確な対応が可能となるもの

事務処理の迅速化や地域の実情に応じたより適確な対応が可能となる事務

(5) 広域連携により事務処理が可能となるもの

事務の委託制度など広域連携の仕組みを活用することにより事務処理が可能となる事務

## Ⅱ 権限移譲の進め方

### 1 権限移譲に当たっての基本原則

#### (1) 市町村の選択による権限移譲

市町村が自らの判断により、移譲事務を選択することができるものとする。

なお、県全体の効率的な事務執行等の観点から、同時期に一律の移譲が必要なもの等については、県と市町村が個別に協議して対応することとする。

#### (2) 相互の合意に基づく権限移譲

移譲する権限の内容や時期等については、県と市町村が十分に協議を重ね、相互の合意の下、権限移譲を進めることとする。

#### (3) 計画的な権限移譲

市町村合併など個々の市町村の実情を踏まえ、計画的な権限移譲を推進することとする。

#### (4) 効率的な権限移譲

法令移譲に併せて移譲することが効率的な事務については、原則として法令移譲と同時に移譲することとする。

#### (5) 包括的な権限移譲

権限移譲に当たっては、連続性・一体性のある複数の事務を最小の移譲単位として整理する。

また、関連性のある複数の権限については、市町村において一体的に処理することができるようまとめて移譲するものとする。

### 2 移譲対象事務の考え方

本県では、第1次勧告で示された「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」については、法制度等の理由により移譲が不可能なもの又は現時点で移譲が困難なものを除き、すべて移譲対象事務とする。

また、第1次勧告で示された事務以外のものであっても、住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な市町村が担うことが望ましいことから、当初方針で「市町村が担うことが望ましい権限」として整理したものについては、引き続き移譲の対象とする。

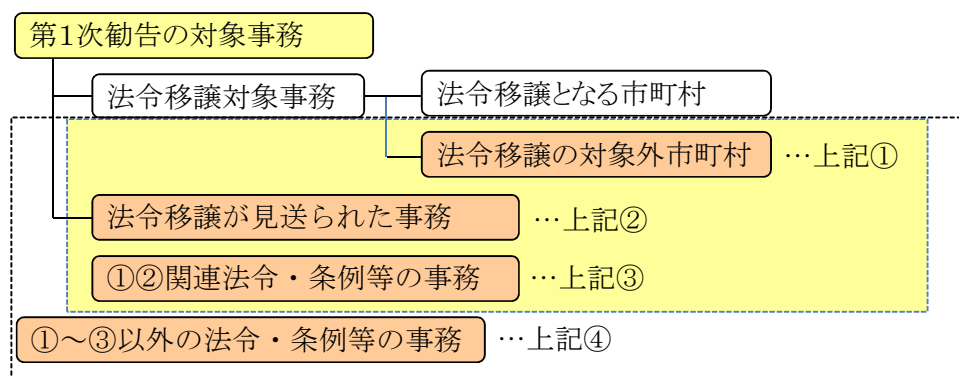
なお、今後は、実質的な執行体制を考慮しながら、原則として希望する市町村へ移譲することとし、上記移譲対象事務については、市と町の区分や人口規模による区分を設けない。

#### (1) 移譲対象事務の区分

第1次勧告に掲げる事務との関係から、移譲対象事務を4つの類型に区分する。

- ① 法令移譲が行われる事務を、法令移譲の対象とならなかった市町村に対しても移譲
- ② 第1次勧告で示された事務のうち、法令移譲が見送られた事務を移譲
- ③ 上記①及び②の事務に関連する法令・条例等に基づく事務を移譲
- ④ その他、住民の利便性向上、県・市町村の業務効率化につながる事務を移譲

## [移譲対象事務の区分]



### (2) 移譲対象としない事務

第1次勧告に掲げる事務であっても、移譲が不可能なもの又は現時点で移譲が困難なものは下記のとおりである。

#### ① 移譲不可能な事務（法令等の規定の趣旨により移譲できない事務）

- 法律の規定による県条例の制定に係る事務
- 事務処理に係る国の財政支援の対象が都道府県に限定されている事務（例：母子寡婦福祉資金貸付に係る事務） など

なお、現在、法制度により市町村への権限移譲が不可能なケースについては、県と市町村の共通理解の下、市町村の要望を踏まえ、国に対して積極的に法令改正の要望を行っていくものとする。

#### ② 現時点では移譲が困難な事務（移譲に向けての課題が解決されれば移譲する事務）

- 全県の見地から調整が必要な事務
- 相当程度専門的な事務で、個別市町村での対応が非効率と考えられる事務
- 県が実施する事業等に付随する事務 など

なお、移譲に向けての課題の解決のため、県と市町村共同で検討することとする。

## 3 権限移譲実施計画

### (1) 権限移譲実施計画の策定

県は市町村と協議の上、権限移譲実施計画を策定し、その計画に沿って権限を移譲する。

また、権限移譲実施計画は、計画期間内において、毎年度見直しを行う。

### (2) 計画期間

権限移譲実施計画に基づき、権限を移譲する期間は、平成24年度から平成28年度までとする。

### (3) 県と市町村の協議の場

#### ① 調整会議

権限移譲実施計画の策定・見直しに当たり、全市町村を対象とした「市町村権限移譲調整会議」を開催し、協議・調整を行う。

② 検討部会

現時点では移譲が困難な事務や、県全体の効率的な事務執行等の観点から同時期に一律の移譲が必要な事務など、移譲に係る個々の課題について協議・検討を行うため、必要に応じ、調整会議の下に県所管課及び関係市町で構成する「権限移譲検討部会」を設置する。

なお、検討部会による検討結果は、調整会議において報告するものとする。

(4) 移譲の時期

権限移譲の時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、法令改正や市町村合併等の特段の事情がある場合には、個別に協議を行い、移譲時期を決定する。

(5) 県民への情報提供

県及び市町村は、権限移譲実施計画に基づく移譲が円滑に進むよう、各種広報等により県民及び関係機関に周知するものとする。

#### 4 移譲事務の円滑な執行のための体制づくり

(1) 人的支援

① 県・市町村間の人事交流

権限移譲に伴い専門的な知識や技術等を必要とする場合、市町村の事務執行体制の整備状況や地域的な実情等を考慮して、必要に応じて市町村職員の実務研修の受入れや県職員の市町村派遣を実施する。

② 広域連携の活用支援

権限移譲に対応した広域連携について、人事交流等の支援を実施する。

(2) 財源措置

県は、栃木県市町村総合交付金交付要綱に基づき、下記の事務に要する経費等について市町村に交付する。

① 権限移譲に関する事務分

移譲事務の処理に要する経費について、適切に積算・交付する。

なお、社会経済情勢の変化等に伴い、交付金の算定が著しく実情に合わない場合には、市町村と協議を行い必要に応じて見直すこととする。

② 権限移譲促進特別交付金

計画期間内において、国の地方分権改革による法令移譲の対象外となる事務について、効果的な権限移譲を促進する趣旨に照らしながら、住民への広報費等、移譲の準備に要する経費の一部を初年度に限り交付する。

(3) その他

① 移譲に向けた支援等

ア 説明会の開催

県は、移譲事務について、あらかじめ市町村職員に対する説明会を開催する。

イ 事務処理マニュアルの配付

県は、移譲後の事務処理が円滑に進むよう、必要に応じて、移譲事務に関する事務処理マニュアルを作成し、市町村に配付する。

ウ 適切な事務引継

県は、必要に応じ関係機関との調整を図った上で、移譲事務に関する文書を整理し、適切に事務の引継ぎを行う。

② 移譲後の支援等

県は、県全体としての行政サービスを確保するため、法令改正や事務処理に関する情報提供等を適切に行い、助言や研修を適宜実施するなど、積極的に市町村を支援する。

また、県と市町村が互いに情報を共有するなど緊密な連携を図るとともに、権限移譲による影響・効果等について検証し、移譲事務の円滑かつ適正な執行を図る。



5 スケジュール

権限移譲スケジュール(平成23年度)

年月日		県	市町村		国
23 年度	4月		特例条例移譲	法令移譲	一括法案 (第2次)提出
		第1回権限移譲調整会議	順次受入れ準備		
	5月 下旬	市町村長会議			
		【県】基本方針改定			
	～ 6月	市町村所管課と県所管課による調整 (説明会の実施等)			一括法(第2次) 成立(予定)
			移譲希望検討		
	7月	とりまとめ・ 庁内調整			
		第2回権限移譲調整会議			
～ 9月		【県】実施計画策定			
	10月	マニュアル等の 作成(所管課)			
～ 12月	地方自治法 第252条の17 の2第2項に 基づく協議		回答	事務 引継 等	
	【県】特例条例改正(12月議会上程)				
1月 ～ 3月	マニュアルの配付 説明会の開催 (所管課)		移譲に向けた 準備		
	24 年度 以降	4月 1日	市町村への権限移譲		H24.4.1 (一部H25.4.1) 法令移譲実施

\*市町村権限移譲調整会議は、必要に応じて開催する。

\*権限移譲検討部会は、検討課題に応じて適宜開催する。

【参考】「栃木県権限移譲基本方針」（平成 18 年 5 月策定）における移譲対象項目の考え方

Ⅱ 権限移譲の進め方について

1 移譲対象項目の選定

県では、「Ⅰ 県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方について」の「これからの県と市町村の役割分担」及び「移譲事務の基準」等を踏まえ、県が有する権限（6,208 項目）について、市町村が担うことが望ましい権限と引き続き県が担うべき権限の整理を行った。

部局	役割分担				既移譲済		経由事務	合計
	県		市町村		数	比率		
総務部	243	98.4%	4	1.6%	2	50.0%	0	247
企画部	118	86.8%	18	13.2%	1	5.6%	0	136
生活環境部	340	42.3%	464	57.7%	83	17.9%	33	804
保健福祉部	894	59.4%	610	40.6%	46	7.5%	506	1,504
商工労働観光部	400	61.3%	252	38.7%	62	24.6%	5	652
農務部	805	96.1%	33	3.9%	14	42.4%	0	838
林務部	311	63.6%	178	36.4%	33	18.5%	0	489
土木部	594	45.4%	715	54.6%	185	25.9%	142	1,309
教育委員会	191	83.4%	38	16.6%	15	39.5%	67	229
合計	3,896	62.8%	2,312	37.2%	441	19.1%	753	6,208

県が有する権限のうち、市町村の役割として整理した 2,312 項目の内訳は、以下のとおりである。なお、表中の⑦法令移譲とは、法令に定めた要件を満たした場合（福祉事務所の設置や中核市になるなど）に、権限が自動的に市町村に移るものを指す。

項目	総務	企画	生環	保福	商工	農務	林務	土木	教育	合計
①市町村に移譲可能(新規)	2	17	38	12	20	15	145	122	2	373
②特定の市町村へ移譲可(新規)	0	0	151	167	21	4	0	80	0	423
③一部移譲済全市町村へ拡大	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7
④一部移譲済特定市町村へ拡大	0	0	20	5	0	14	0	73	0	112
⑤移譲内容を拡大	0	0	0	0	0	0	12	45	0	57
⑥移譲済	2	1	63	34	62	0	21	67	15	265
⑦法令移譲	0	0	159	378	0	0	0	328	16	881
⑧法制度等の理由により移譲不可	0	0	0	7	0	0	0	0	5	12
⑨スケールメリットの観点で移譲不適	0	0	33	0	149	0	0	0	0	182
合計	4	18	464	610	252	33	178	715	38	2312

これら 2,312 の権限のうち、既に移譲済であるもの、法改正が必要なもの等、及び保健所設置市や福祉事務所設置町になることで権限が市町村に移るもの等として整理したもの、スケールメリットの観点から引き続き県が担うことが適当であると整理したものを除く、972(42.0%)の権限を市町村への移譲対象項目として選定した。

県が選定したこれらの移譲対象項目について、以下の基本原則に基づき、権限移譲を進めることとする。